

名古屋市公報	平成31年 1月23日 第1292号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規	則	
○ 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部		
を改正する規則	(総務・給与課) (第1号)	3
告	示	
○ 指定管理者の指定	(市経・地域振興課) (第16号)	5
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づ		
く措置管理区域、拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理		
区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第17号)	6
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について		
	(緑土・緑地管理課) (第18号)	11
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について		
	(住都・住宅管理課) (第19号)	12
教 育 委 員 会 規 則		
○ 名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則	(第1号)	18
上 下 水 道 局 告 示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第1号)	20
公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の		
公告	(市経・地域商業課)	24
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の		
公告	(市経・地域商業課)	26
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の		
公告	(市経・地域商業課)	28
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	30

規 則 の あ ら ま し

- 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第 1号）

- 1 改正内容

被災職員等からの公務又は通勤により生じたと認められる災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）の申出等に対し、実施機関が公務又は通勤により生じたものでないと認定したときの取扱いが明確となるよう、規定の整理を行います。（第 3条、第 4条及び第28条の 3関係）

- 2 施行期日

公布の日から施行します。

教 育 委 員 会 規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則（第 1号）

- 1 改正内容

- (1) 博物館（分館を除く。）の駐車場の使用料に関し、納付の特例及び減免事由を追加します。（第30条の 2及び第31条関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（第 3条関係）

- 2 施行期日

公布の日から施行します。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成31年 1 月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 1 号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改
正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則（昭和43年名古屋市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「すみやかに報告をさせ」を「速やかに報告させ」に改め、同条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第 4 条中「前条の」の次に「規定による」を、「認定し、」の次に「当該報告に係る災害が公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務又は通勤により生じたものでないと認定したときは、別に定める様式により、被災職員等に通知

しなければならない。

第28条の2の次に次の1条を加える。

(審査の申立ての教示)

第28条の3 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第26条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第16号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成31年1月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市岩塚コミュニティセンター	名古屋市中村区岩塚町3丁目192番地 岩塚学区連絡協議会 会長 近 藤 暢 宏
名古屋市松原コミュニティセンター	名古屋市中区松原二丁目22番24号 松原学区連絡協議会 会長 今 枝 道 政

2 指定の期間 各施設の供用開始日から平成40年3月31日まで

名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課

名古屋市告示第17号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域、拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「措置管理区域」という。）を指定します。

また、同条例第58条の4第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域（以下「拡散防止管理区域」という。）を指定します。

さらに、同条例第58条の8第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時届出管理区域」という。）を指定します。

平成31年 1月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 措置管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市北区上飯田南町 3丁目50番 2の一部（詳細は、別紙 1のとおり）

(2) 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒^ひ素及びその化合物

(3) 講ずべき汚染の除去等の措置

盛土

2 拡散防止管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市北区上飯田南町 3丁目50番 2の一部（詳細は、別紙 2のとおり）

(2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(3) 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置

地下水の水質の測定

3 形質変更時届出管理区域について

(1) 指定する区域

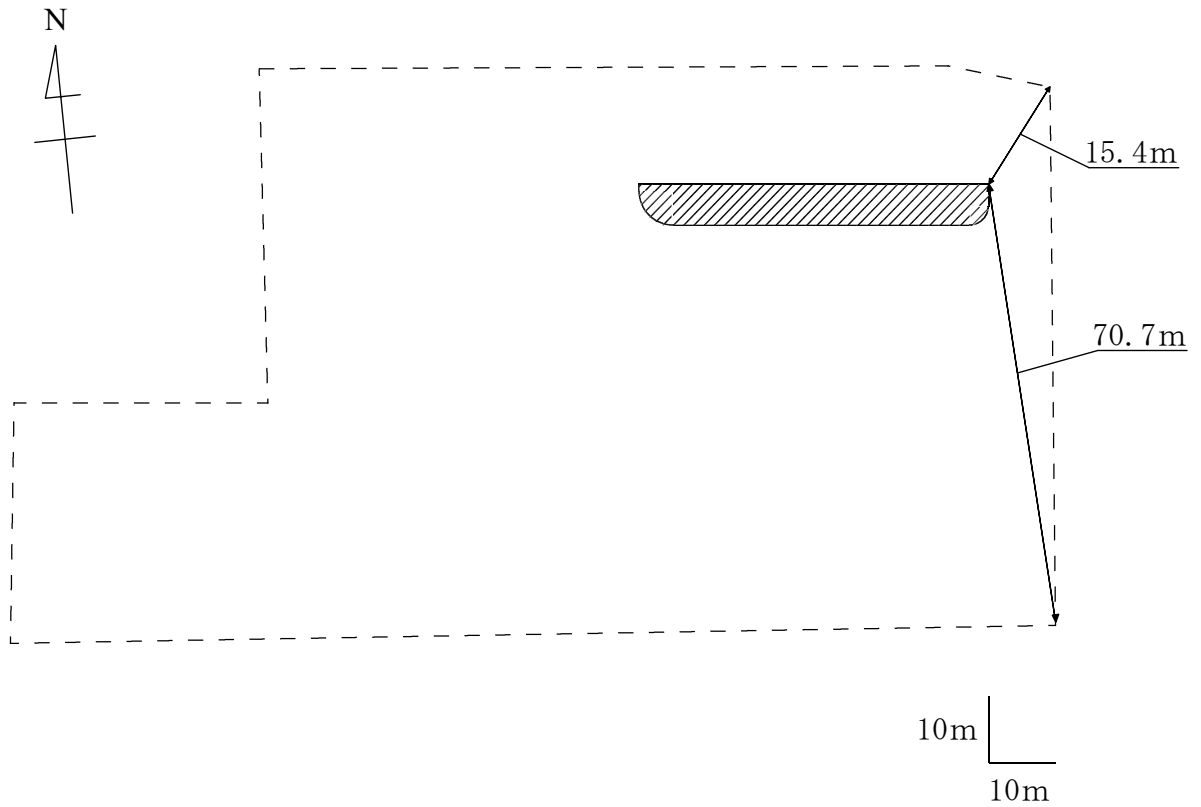
名古屋市北区上飯田南町 3丁目50番 2の一部（詳細は、別紙 3のとおり）

(2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、セレン及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

北区上飯田南町 3丁目50番 2

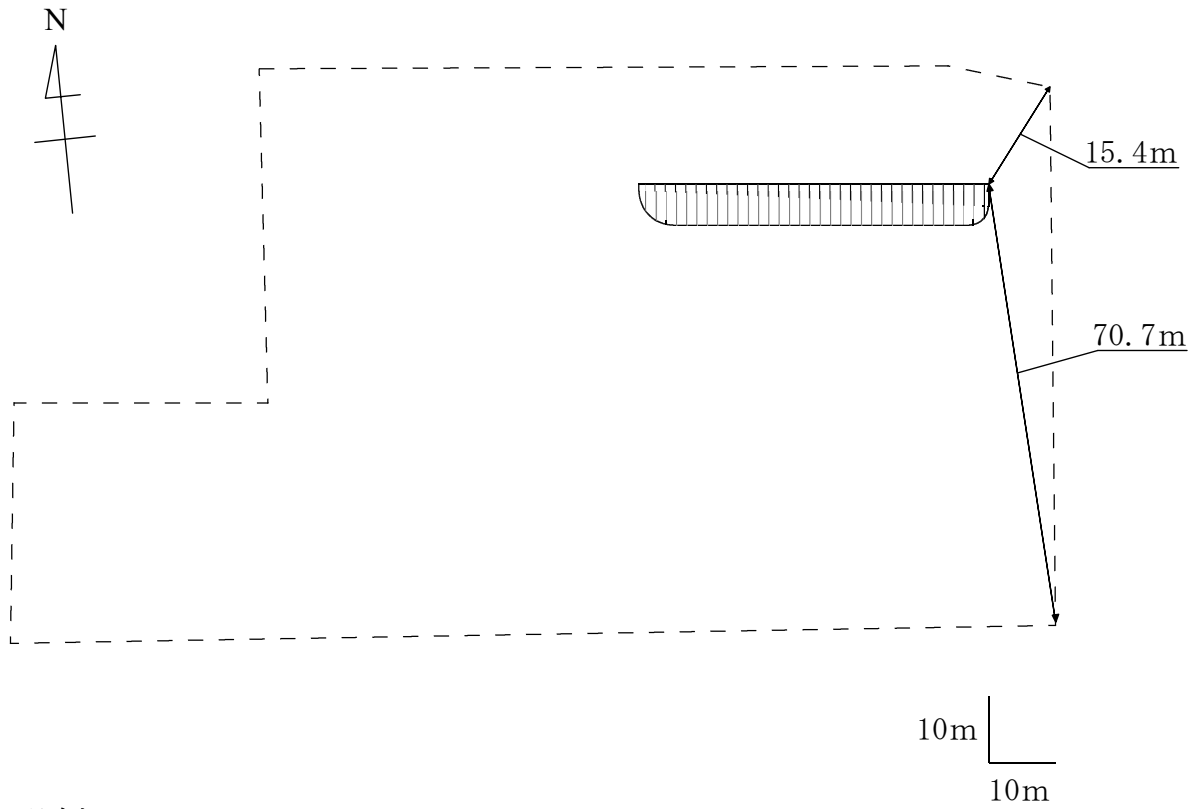


凡例

—— : 調査対象地 - - - : 筆の境界

▨ : 措置管理区域（鉛及びその化合物（土壌含有量基準）並びに砒素及びその化合物（土壌含有量基準））

北区上飯田南町 3丁目50番 2

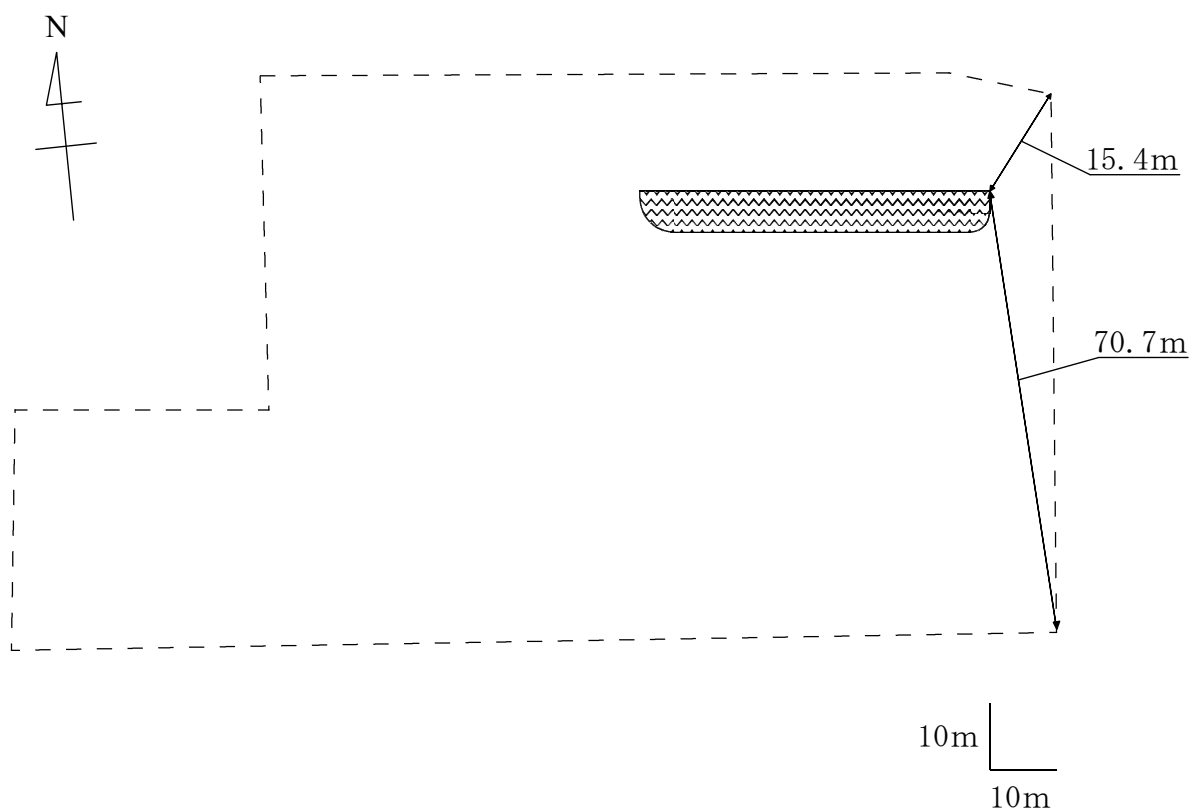


凡例

—— : 調査対象地 - - - : 筆の境界

▨ : 拡散防止管理区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準））

北区上飯田南町 3丁目50番 2



凡例

—— : 調査対象地 - - - : 筆の境界

▨ : 形質変更時届出管理区域（カドミウム及びその化合物（土壤溶出量基準）、セレン及びその化合物（土壤溶出量基準）並びにふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準））

名古屋市告示第18号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更します。

平成31年 1月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 供用時間を変更する日

平成31年 3月10日

2 有料公園施設等の名称及び変更後の供用時間

有料公園施設等の名称	変更後の供用時間
駐車場（白川公園）	午後 1時35分から午後 9時まで
白川前駐車場（若宮大通公園）	午前 0時から午前 8時まで及び午後 3時から午後12時まで（普通自動車、自動二輪車及び原動機付自転車にあつては、午後 3時から午後 9時まで）。ただし、入庫の取扱い時間は、午後 3時から午後 9時まで、出庫の取扱い時間は、午前 7時から午前 8時まで及び午後 3時から午後 9時までとする。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第19号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

平成31年 1月18日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 一般世帯向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5条第 2項で定める者にあつては 5年）を経過しないものでないこと。

(8) 原則として、保証人 1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成31年 1月25日（金）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成31年 1月25日（金）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

ウ 住まいの窓口

平成31年 1月25日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の平成31年 2月 4日（月）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 2階
名古屋市住宅供給公社先着順入居募集専用窓口

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

平成31年 2月 4日（月）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

平成31年 2月 5日（火）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から
午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

平成31年 2月 5日（火）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3
日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10
時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 70戸

事故住宅 2戸

第 2 多家族・多子世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 2戸

事故住宅 1戸

第 3 単身者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までのもの及び第1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

- 2 申込み用紙の交付
第 1 の一般向けと同じ。
- 3 申込みの受付
第 1 の一般向けと同じ。
- 4 公募予定戸数
公営住宅
空家住宅 11 戸
事故住宅 1 戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 1 月16日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 1 号

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市博物館条例施行規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、「第31条第 1 項第 2 号」の次に「及び第 3 号」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第30条の 2 中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、委員会が特別の事由があると認めるときは、駐車場を使用する者に代わって、当該者以外の者に使用料を後納させることができる。

第31条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 条例第 8 条第 1 項の規定によりギャラリーの使用の許可を受けた者が展示物を搬入、搬出等するため、委員会の許可を受けて博物館の駐車場を使用するとき。

第31条第 2 項第 1 号中「及び第 2 号」を「から第 3 号まで」に改め、同項第

2 号中「前項第 3 号」を「前項第 4 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第1号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成31年1月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月16日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

平成31年2月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う 終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
中村区	中 村 町	4丁目	一部	中村区岩塚町 名古屋市上下水道局 岩塚水処理センター
緑 区	鳴 海 町	有松裏 姥子 山 小森 長 田	〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

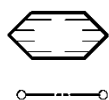
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合 流 式	中村区
分 流 式	緑区

排水施設の位置図

中村区（合流式）

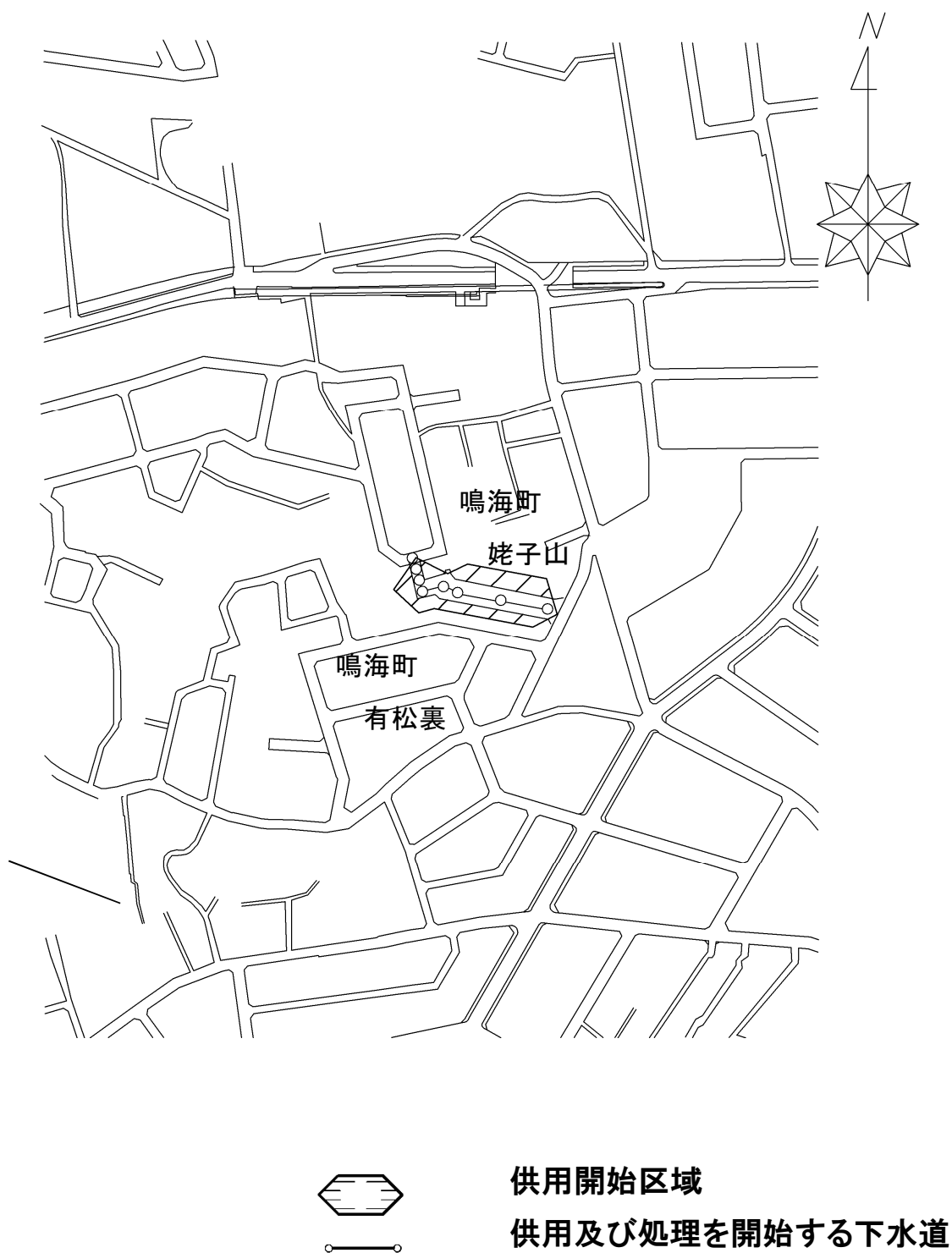


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

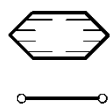
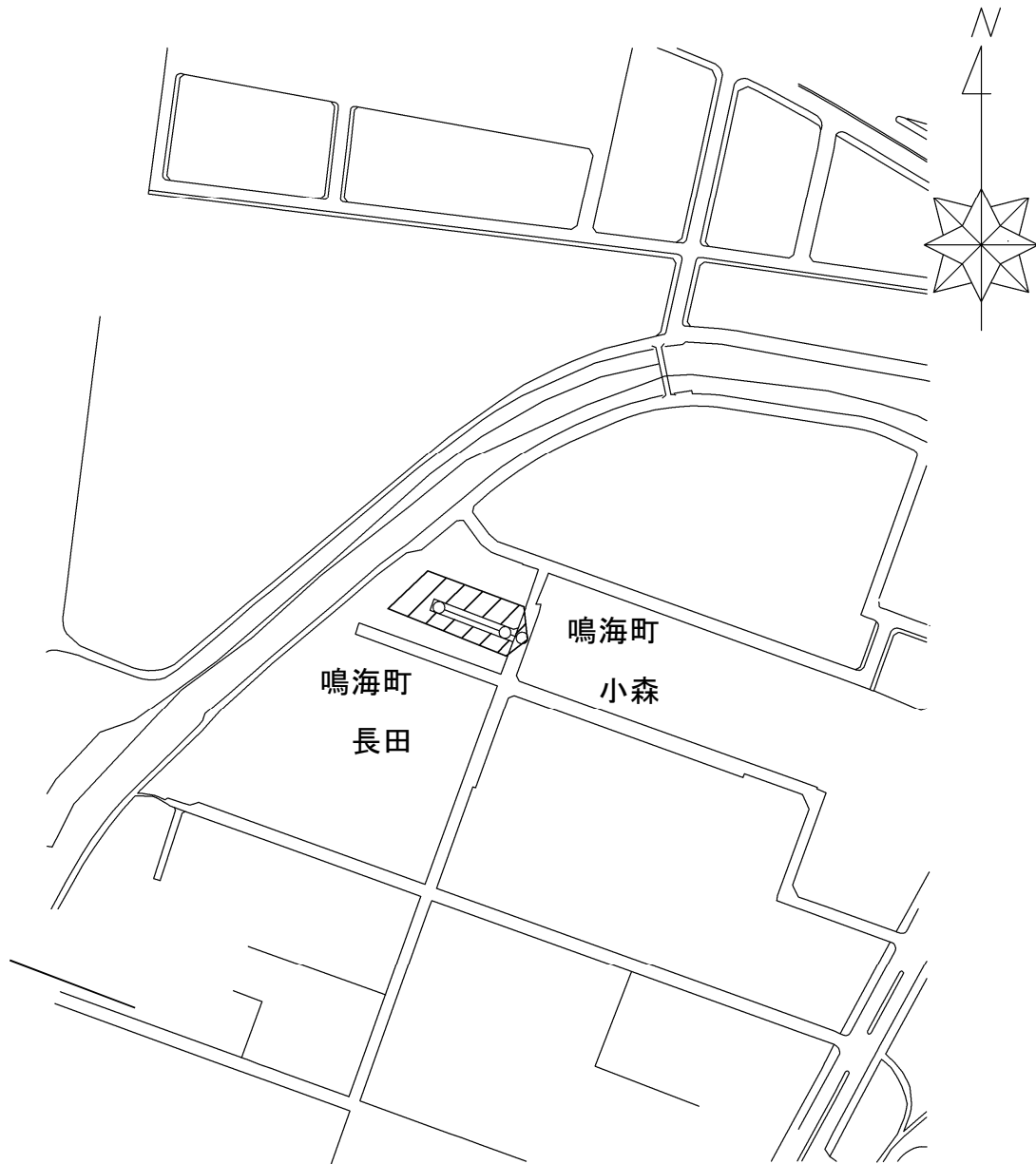
排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 1



排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成31年 1月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム名古屋大高インター店

名古屋市緑区大高町蔵王殿 2番 3 ほか96筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市緑区大高町蔵王殿 2番 3 外96筆	名古屋市緑区大高町蔵王殿 2番 3 ほか96筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	群馬県高崎市 高 関 町 380番地	変更なし	変更なし	埼玉県本庄市早稲田の 杜一丁目 2 番 1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	群馬県高崎市 高 関 町 380番地	変更なし	変更なし	埼玉県本庄市早稲田の 杜一丁目 2 番 1号

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成30年12月11日
- (2) 設置者及び小売業者については、平成25年11月 5日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者及び小売業者については、住所変更及び住居表示実施のため

5 届出の日

平成30年12月11日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成31年 1月16日から同年 5月16日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 5月16日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成31年 1月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム名古屋堀田店

名古屋市瑞穂区新開町2401番 1 ほか 1筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市瑞穂区新開町2401番 1 外 1筆	名古屋市瑞穂区新開町2401番 1 ほか 1筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	群馬県高崎市 高 関 町 380番地	変更なし	変更なし	埼玉県本庄 市早稲田の 杜一丁目 2 番 1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	群馬県高崎市 高 関 町 380番地	変更なし	変更なし	埼玉県本庄 市早稲田の 杜一丁目 2 番 1号

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成30年12月11日
- (2) 設置者及び小売業者については、平成25年11月 5日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者及び小売業者については、住所変更及び住居表示実施のため

5 届出の日

平成30年12月11日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成31年 1月16日から同年 5月16日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 5月16日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成31年 1月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム名古屋守山店

名古屋市守山区大字下志段味字生下り2287番70

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	埼玉県本庄 市東富田88 番地 2	変更なし	変更なし	埼玉県本庄 市早稲田の 杜一丁目 2 番 1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)カインズ	代表取締役 土屋 裕雅	埼玉県本庄 市東富田88 番地 2	変更なし	変更なし	埼玉県本庄 市早稲田の 杜一丁目 2 番 1号

3 変更の日

平成25年11月 5日

4 変更した理由

住居表示実施のため

5 届出の日

平成30年12月11日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成31年 1月16日から同年 5月16日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 5月16日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成31年 1月17日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

平成31年 1月21日（月）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第 1号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第 2号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第 3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第 4号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第 5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第 6号議案 農用地利用配分計画案に関する意見聴取について

第 7号議案 土地改良事業参加資格交代申出の承認について

名古屋市農業委員会事務局農政課